

## 株式の併合に関する事後開示事項

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める事後開示書類)

2019 年 9 月 3 日

カブドットコム証券株式会社

2019年9月3日

### 株式の併合に関する事後開示事項

(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示書類)

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
カブドットコム証券株式会社  
取締役代表執行役社長 齋藤 正勝

当社は、2019年8月8日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2019年9月2日付で、株式の併合を実施いたしました。

会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）

2019年9月2日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過

当社株主から当社に対し、効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過

当社は、2019年8月9日付で、株式の併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたが、効力発生日の前日までに、会社法第182条の4の規定による株式買取請求を行った反対株主はありませんでした。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式（種類株式発行会社にあつては、会社法第180条第2項第3号の種類の発行済株式）の総数

17株

5. 株式の併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第 180 条第 2 項の規定により、2019 年 8 月 8 日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、株式の併合を実施いたしました。
- (2) 当社の普通株式は、2019 年 8 月 29 日付で、株式会社東京証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。

以上